草津市教育委員会会議録

令和７年２月定例会

（２月１４日開催）

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	我孫子智美
	委員	森登世美
	委員	伊藤有理
	委員	小辻寿規
事務局出席者	教育部長	岸本　久
	教育部理事（学校教育担当）	菊池　誠
	教育部副部長（総括）	安藤智至
	教育部副部長（スポーツ担当）	田中　歩
	教育部副部長（図書館担当）兼　図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼　児童生徒支援課長	好士﨑壯
	教育総務課長	山田晋作
	学校教育課長	西田和弘
	職員課課長補佐	高井雅之

令和７年２月草津市教育委員会定例会会議　次第

令和７年２月１４日　午後２時００分開会
（草津市役所　６階　教育委員会室）

日程第１　会期の決定について

日程第２　１月定例会会議録の承認について

日程第３　教育長報告

日程第４
付議事項（１０件）
議第２号　臨時代理の承認を求めることについて
議題３号　臨時代理の承認を求めることについて
議題４号　臨時代理の承認を求めることについて
議第５号　草津市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程案
議第６号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第７号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第８号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第９号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第１０号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第１１号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

日程第５
報告事項（２件）

（１）　草津市教育振興基本計画（第４期）（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

（２）　寄付の受け入れ報告について

開会　午後２時００分

藤田教育長　それでは、ただいまから草津市教育委員会２月定例会を開会いたします。

――――――日程第１――――――

藤田教育長　日程第１、「会期の決定について」でありますが、本日１日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議がないようですので、２月定例会は本日１日限りといたします。

――――――日程第２――――――

藤田教育長　次に、日程第２、「１月定例会会議録の承認について」でありますが、あらかじめ事務局から配布され、確認されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議がないようですので、１月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

――――――日程第３――――――

藤田教育長　次に、日程第３、「教育長報告」に移ります。

それではまず私の方から諸般の報告をさせていただきます。

毎年、文化財防火デーに合わせて文化財消防総合訓練が開催されていますが、今年は１月２５日に青地町の西方寺において行われました。

訓練には西方寺の関係者、地元町内会、ボーイスカウト草津第１団をはじめ、草津市消防団、湖南広域消防に参加いただきました。

訓練は、境内の雑木林から出火したとの想定で、寺院関係者から

の通報により初期消火が始まりました。その後、草津市消防団による消火活動及び情報収集が行われ、最後に県指定文化財である西方寺の鐘楼への影響が無い事を確認し、訓練は終了いたしました。

終了式では、私から訓練への感謝を述べるとともに、文化財は一度失われると二度と元に戻すかできない貴重な財産であり、これからも後世に引き継ぐため、所有者、地域の皆様の引き続きのご支援をお願いいたしました。

次に、２月１日に、草津市立クリーンセンター内のエコスタイルプラザにおきまして開催されました「第２３回草津市こども環境会議」を訪れました。この環境会議は私が市職員として長く関わってきたものでございます。

開会式のあと、「エコ取材ラリー」があり、私も多くの子どもブースを訪れました。子どもたちは、びわ湖の水質・マイクロプラスチックの現状、身近な河川の生き物調べ、リサイクル活動、まちの探検など様々な環境活動について壁新聞をもとに発表をされていました。これらの活動はネットで調べて、まとめるというものではなく、実際に現物を見たり、調べたり、実験するなど、実体験に基づく説得力のあるものでした。

今回、私が初めて担当として関わった第２回環境会議にパネラーとして参加をしてくれた小学生に再会いたしました。大人になった彼は、現在、国立環境研究所で脱炭素対策評価研究室の研究員として活躍し、今回の環境会議のコーディネーターを務めてくれました。その彼から「この環境会議がきっかけで環境に興味を持ち、この道に進みました。」と聞き、大変感激をいたしました。

また、私の中では、この環境会議のような学びが、今年度から全小・中学校で取り組む「スクールＥＳＤくさつプロジェクト」の原点になっています。自ら考え行動するそのような人材育成が、これからの社会をつくっていくうえで大変重要になってくると、改めて感じた日となりました。

次に、２月７日に、教育委員の皆様と一緒に、文部科学省主催の市町村教育委員会研究協議会に参加をいたしました。

私は、「不登校対策」と「地域と学校の連携・協働について」の分科会に参加し、６つの市の方々と情報交換と話し合いを行いました。

「不登校対策」では、これという決定的な施策がない中で、各市町も様々な施策に積極的に取り組まれていました。その中で、不登

校児童生徒の自宅訪問に大学生を活用する事例紹介があり、本市でも研究調査を行いたいと思っております。

「地域と学校の連携・協働について」では、地域と学校の役割分担が難しいというのが共通の課題でした。その中で本市のスクールＥＳＤ活動での、児童生徒が地域に出て活動する点について、高評価をいただいたところです。

今後も、このような他市の方々と情報交換できる研究会や、そういった場に参加をして、本市の教育施策の充実をさらに進めていきたいと考えております。

最後に、2月１０日と１３日の２日間にわたって、２０校の校長から学校経営についての報告会を開催したところでございます。この中で、子どもたちの主体性という言葉と、子どもたちの自己肯定感が低いという言葉が多く出てきたように思っています。私は、この２つの言葉はお互い関連しているのではないかと考えておりまして、教師の指示待ちや、教師が与えたことを子どもたちがやるのではなく、子どもたちのやりたいということを引き出し、子どもたちの自己決定により主体的に取り組むということが大事で、そうすることによって様々な活動の中で、自分の良さや可能性などを感じることができ、このことによって自己肯定感の高まりに繋がるのではないかと考えております。今、市を挙げて取り組んでいます「スクールＥＳＤくさつプロジェクト」が、まさにこの点と繋がっているのではないかなと思っています。令和７年度も各校でのＥＳＤ活動に大いに期待していきたいと思います。

以上で私からの報告は終わります。

それでは引き続き、委員の皆様から教育全般に関する事項で御意見、御感想などをお願いいたします。

我孫子委員　２月６日、７日に市町村教育委員会研究協議会に参加させていただきました。研究分科会では、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について」のテーマに参加しました。ここでは、人口が１１万から２０万弱位の市が集まってお話をさせていただきました。一つは、地域クラブを設立して運営されているところと、もう一つはまだ検討委員会を立てて検討中というところと二つに分かれていました。クラブを実際にされているところは運営事務局を教育委員会で担っていらっしゃって、最初は６競技で開始して、今では１３クラブの競技で活動されているそうなのです

けれども、やはり指導者の確保というところが難しいというところで、部活動の時間帯に来れる人がなかなかいなかったりとか、指導者自身も活動が限られ、時間的にもそうですし、資金的なところ、大会出場が出来るかとか、習い事の教室としてのクラブとして活動されているところが多数出てきているので、その点について難しいということをおっしゃっていました。別の地域クラブとしてされているところは、体育の方は剣道だけ、文化はブラスバンドだけをクラブとしてやられているのですが、同じ様に資金面だったり、日程調整だったりというところが難しいとおっしゃっていました。あとは、問題点がたくさん出てきたのですが、指導者をどうやって教育するのか、競技団体とクラブと学校の橋渡しをどうやっていったらいいのか、事故や怪我のときの責任は一体どこが持つのかという問題点がたくさんあって、どのようにしていけば解決できるのかというところは、そこまでの議論ができずに終わってしまったところがあるのですが、スポーツ庁の方からも何が何でも地域移行をして欲しいということでは無いというお話もあったので、持続可能な取組を各地で取り組んでもらいたい。教員の先生の負担が減るということと、生徒の機会のバランスが取れるところを探してほしいというところもありましたので、市としてどのように取り組むかというところは、これから検討していく必要があるのかなというふうに感じた次第です。ただ一つ、私のグループではないのですが、面白い取組をされているグループがあって、愛知県尾張旭市というところなのですが、大手ガス会社に部活を依頼されおり、社員の方に部活動指導員をしていただくということをされていて、副業もＯＫにされている会社です。あとはプラットフォームシステム作りも全てその会社に依頼をされていて、まだお試し期間中ではあるのですが、うまく回っていくのではないかという話がありました。愛知なので今はガス会社さんだけにお願いしているのですが、他の大きな会社にもお願いしていくことで、いろいろな部活動にも対応できるのではないかという面白い話がありました。

「地域と学校の連携協働について」のテーマに参加させていただきました。こちらは４万５，０００人から１４万人までの幅広い都市が集まったのですけれども、都会になればなるほどＰＴＡが解散しているとか、地域協働や連携してもらうのが大変であるという話がある中で、草津市と同じように学校に来てもらうのでは

なくて地域に出ていくという活動をされているところもありました。中学生にまちづくり協議会を実際に運営してもらって、どんなまちにしたいかを形にしてもらう。それを大人がサポートするというところもありました。どんな仕組みであっても情報をどれだけ共有するかということが大事なのだなとこの分科会では感じました。

６日の日は、福井大学院の平沢先生のお話を聞かせていただきました。校長、教育行政、スクールソーシャルワーカーも経験されていて感じられたことや経験されてきたことをお話いただきました。先生との出会いが子どもの人生を変えるという言葉がすごく印象に残っています。

１０日と１３日に学校教育報告会で先生方がどのような取組をされたのかをお聞きしましたが、どんな思いがあって、どんなふうに育ってほしい、だからこういう取組をしていて、こんな授業をしていて、こんなふうに接しているという、ここがはっきり明確になっていることがすごく大事なのかなというふうに感じました。ＥＳＤの取組などは、昨年度の経営報告会等で聞いた中で、次に発展する取組をされていることが聞けましたし、このような取組は良いですねといったことが他の学校でも取り入れられていることも、お聞きできたので、この経営報告会は校長先生に活かしていただける場になったらいいなと感じたとともに、子どもたちの主体性とか自己肯定感っていうものがこれからどんどん上がっていくといいなと思っています。

以上になります。

森委員　２月６日、７日に、研修に参加させていただきました。６日の滋賀県都市教育委員会連絡協議会の研修では、「不登校の視点で学校教育を考える不登校を生まない教育環境とは」ということで渋谷区教育委員会のソーシャルワーカーの平沢先生のお話をお聞きしました。不登校の子どもたちと教育現場でご自身が関わった体験・実践から繰り出される言葉は迫力があり、不登校を生まない教育環境における、キーワードがちりばめられていました。印象に残ったキーワードを少し紹介するだけになるのですが、不登校を解決する３つとして、不登校対策の１丁目１番地は授業。「わかった、できた」の授業。子どもの変化を共有する。登校時と下校時の表情が一番のヒント。学年生活指導部で一体感をもつ。組織的早期対

応。それから、対決より解決。対立より対話。たくさんの言葉があったのですが、私が一番印象に残ったのは、不登校の解決をめざして保護者の信頼を得るためにたっぷりと時間を使う、と先生はおっしゃったんです。このたっぷりというのが、現場では一番難しいところで、たっぷり使っているつもりなのだけれども、それがたっぷりではなかったり、そこで焦らずにじっくりと時間を取らないと全てがうまくいかないのだなと、ここから始まるのだなという印象を持ちました。

７日の文科省主催の市町村教育委員会研究協議会では、不登校対策の話し合いで関東地方の３都市の教育委員さんと話し合いました。草津市と同じような取組をやっておられるのですが、草津市がやっていないものや、参考になるものだけを紹介します。ある都市では不登校児童生徒カルテの作成と校長による確認、一定日数の欠席が確認された児童生徒について個別にカルテを作成、校長が常にこれを参照する仕組みを導入している。それから校長のリーダーシップのもと、学校全体として不登校に取り組む体制が整えられていて、校長はカルテにコメントを書き足して、常に校長先生が不登校の取組の最前線でリーダーシップを取っているという都市がありました。それから公的な助成金を得て、民間企業との連携をもとに、不登校児童生徒を対象としたメタバース実証実験、これは何か実証実験の応募があって、当選したそうで、参加者からは概ね好評だそうです。一部には適応指導教室の参加が可能になったケースもあるということでした。校内教育支援センター、自宅でオンライン授業はよくあると思うのですけども、教室の校内教育支援センターには来れるのだけれども授業には入れない子がモニターで授業をその部屋で見ている。これは、すぐにできるのではないかなと思いました。今後の課題としてある都市では、不登校児童生徒の状況は１人ひとり異なるから、学校、福祉部局、民間施設、子ども食堂、親の会と連携して個々に応じた支援を行う必要があると。草津市でいいましたら、登校支援室だとか相談室的なところを児童生徒の学びに携わる全ての関係者を繋いで不登校児童生徒を支援するセンター的な機能を持つ方向に発展させていきたいとおっしゃっていました。最後に話に出たのは、不登校対策にはお金がかかる、学びの場所の確保、それから人的配置、学びの場所を確保したら落ち着いた環境で学びをさせたいと思うと、やはりそこの環境を良くするにはお金がかかる。校外の方でＩＣＴを活用し

て繋がろうと思うと、またお金がかかる。教育委員さんの方でこうしたらいいということはわかってはいるのだけれど、何処の市も、そこでジレンマがあるような感じがしました。

次に、「地域と学校の連携協働について」ということで、これは滋賀県内の３つの市で話し合いをしました。草津市からはＥＳＤくさつの取組を紹介させていただきました。他の市で興味を持ったのは、地域合校協働活動推進員を市内の全小・中学校に配置をして、その方が学校支援ボランティアの連絡調整を行っている。それから家庭教育支援基盤構築事業として、地域住民からなる家庭教育支援員これがアウトリーチ型の家庭教育支援を実施している。つまり家庭訪問に行って、不登校の子の相談に乗ったり、あるいは登校を促すために家庭訪問を行って、一緒に登校に付き添ってきた。それから、別室に一緒に付き添って時間を過ごしたり、地域住民からなる家庭教育支援員が付いたことによって、一部ですけれども、学校に来れるようになったという結果も出ているそうです。ある市では全幼稚園にコミュニティスクールを導入したということもおっしゃっていました。話題はやはり学校とともに一緒に活動してくださる地域の方が御高齢になっていて、次に続く方が育っていない。そこが課題だということでした。

２月１０日、１３日と学校経営報告会に参加させていただきました。校長先生には本当にお忙しい中資料作成していただいて、分かりやすく取組の報告をしていただいて本当にありがとうございました。１０分という限られた時間でしたけれども、
学校を訪問するだけではこちらが分からないような、それぞれの学校が大切にしていること、教育目標に向けて今年度挑戦されたこと、各学校の先生方が本当に頑張っておられる様子などが伝わってきました。今年度から全小・中学校でスクールＥＳＤくさつプロジェクトによる持続可能な社会の担い手を育成する取組が始まりました。これからも、それぞれの学校でめざす子どもの姿、つけたい力を確認しながら取り組んでいってほしいなと思ったところです。

以上です。

伊藤委員　２月６日、７日の報告をさせていただきたいと思います。

２月６日、都市連協県外研修１日目の報告をさせていただきます。

「不登校の視点で学校教育を考える不登校を生まない教育環境とは」というタイトルで、平沢安正さんの講演を聞きました。対決より解決、対立より対話、をスクールソーシャルワーカーのモットーとして御活躍されているだけあって、子ども１人ひとりと向き合っておられる姿は脱帽せざるをえませんでした。子どもを取り巻く状況を分析し、いじめ認知件数の変化では、件数だけに注目するのではなく、なぜいじめ防止対策推進法施行とともに急激にいじめの件数が増えるのかを丁寧に読み解き定義の変更に伴うあぶり出し件数に注目し、水面下で何が起こっているのかを分析されておられました。そこから子どもたちは大人にどんなふうに自分たちに向き合ってほしいのかを考え、実行されているなと感じました。不登校児への支援は学校復帰だけではありませんが、社会との関わりを持っていくためにどのような支援が必要であるか、心を閉ざす子どもにはどんな特徴があるのか、そのときに超自我の未成熟が大きな課題になっているのではとおっしゃっていました。超自我と対人恐怖症との関係、その奥に潜む理解してもらうことを諦めてしまう思考、かといって引きこもって安全を取り入れたとしても本人が幸せそうではない。やはり人は人と関わることで喜びを得る生きものであり存在そのものを認めてもらいたい生き物であるんだなということを再確認させられるような講演でした。解決へのハードルは、学校・家庭への不信感の払拭であるとおっしゃっていましたが、その子１人ひとりがどのような考えを持っているのかという視点で一旦自分の自我を横に置いて真摯に向き合っていく必要があると感じました。自分の価値観やものさしでしか人を理解することはできませんが、あえて自我を捨てて相手の気持ちそのものになるというのはパラドックスでもありますが、親も教師も練習しなければいけない課題かもしれません。テキストマイニングでも、滋賀の教育方針は子ども、学び、皆さん、社会、力といったキーワードが挙がっていました。講演の中でおっしゃっていた教師との出会いは子どもの人生をも変える言葉、ということは重く受けとめていかなければならないと思いました。

２日目は、市町村教育委員会研究協議会研究分科会に参加いたしました。２回ありましたが、１回目のテーマは「不登校対策について」でした。栃木市、埼玉県深谷市、山口県岩国市と私を含めた４人のテーブルでした。栃木市の教育委員会で、教諭退職後、現在、小学校教諭養成短期大学で教鞭を取っておられる方がコーデ

ィネーターをしてくださいました。その他の教育委員は私を含め、保護者代表で教育委員になってらっしゃる方ばかりでした。私達のテーブルは自己紹介時に全員の子どもが不登校を経験するという共通点があることが分かり、当時の様子、心の葛藤をそれぞれが共有するという形の会になりました。障害があったり、先生の何気ない一言であったり、勉強がついていけなかったり、ふきこぼれであったりと不登校の原因はそれぞれに違いましたが、私達のテーブルで話題になったのが、不登校を経験した者が先生になっている例がほぼないので、子どもの気持ちを分かるにはどうしたら良いのだろうか、また、多くの親は子どもが学校に行くことで心の安心安全を得ているので我が子が学校を連続して休むというストレスは経験した者としては、本当に耐えがたいものであるという話になっておりました。親のケアも、子どものケアも連動して行っていくことの大切さが話題になっておりました。学校や先生が情報源であった時代から、自分で欲しい情報が取れる時代になった今、学校側が何を提供できるのか、今のスタイルに合った授業や学校スタイルをハード的に提供していくだけでは対処療法であり、深谷市も草津市同様、令和６年には全ての小・中学校に学校総合支援員を配置され心の対応をされておられました。ハードとソフトの両方揃えることで、一歩ずつ解決していくことが大切であると感じました。

２回目のテーマは、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」でした。埼玉県ふじみ野市、静岡県磐田市、愛媛県今治市の教育委員さんとのテーブルでした。自治体の人口数の規模が同じということもあり、比較対照するのにとても役立つ情報を得られました。ただ人口が増えてきており、現段階ではクラブ存続の危機がない草津市に比べ、他市はクラブ活動存続の危機を迎えておられます。令和８年に向けて地域クラブへの移行準備が進んでおられる様子でした。学校教育課、文化課、地域課と連携し、土曜、日曜日にスキルアップとしてスポーツ支援事業をしているふじみ野市、これは無料で行われています。磐田市はスポーツクラブ、こちらは有料です。そして土日で活動をされている様子を教えていただきました。教員負担を減らすという点から活動を土日にし、教員の引率の軽減などが図られていました。今治市においては、クラブをやりたい人は私学へという意向があるようで、そもそも公立での部活動は力を入れていない様子でした。これは島が点在して

いるという点がありまして、共通させることが難しいという感じでハナから諦めておられるような、そういった感じもありました。今後の課題として部活動に力を入れたい教員のために、地域クラブ活動移行に伴い、副業を認める制度を整え合わせていくことや、草津市でも課題となっているコーチの確保がありました。
他市町に質問させていただいたのですが、熱心なクラブ活動があるところでは、お母さんたちが先生を探してきてくださるパターンが多いということ、地元の有名人にお願いをして無料で育成を手伝っていただいているとお話がありました。全体質問会では、一定の財源が国からもたらせないと、他市町との差が出て、教員が流出する可能性もあるという悲痛な声も出ており、スポーツ庁からの回答としまして、現段階では令和８年に向けてモデル市を使って経過観察中ではありますが、国として全国で取り組む場合には圧倒的な財源を確保していきたいという回答がありましたので、そこには期待したいなと思いました。スウェーデンの事例で３時以降は、学校の先生は全ての仕事が終われるらしく、ヨーロッパはほとんどの学校でクラブ活動というのは全く先生が関与しないっていう形になっているらしくて、そういったところを視察されている市は、そちらをモデルにしていきたいともおっしゃっていました。

２月１０日、１３日に学校経営報告会の方に参加させていただきました。毎年ながら大変勉強になる報告会で、今年は昨日もお話させていただきましたけれども、やはり主体性ということがキーワードになっているなというのも感じましたし、校長先生自体が主体性を持って行動されているという学校は柱がしっかり立っているなという感じがしました。柱がしっかり立っていると、そこから計画をして育成に繋がり、実行していくという循環が行われていると感じました。

以上です。

小辻委員　市町村教育委員会研究協議会と学校経営報告会に参加いたしました。

市町村教育委員会研究協議会におきましては、地域連携をテーマにしたものといじめをテーマにしたものに参加させていただきました。地域連携に関しては、進んでいる地域もあれば、割と緩やかにまだまだというところもあるようなのですけれども、非常に

面白かったのは東京の方の話だったのですが、お台場で東京湾を使って海苔の養殖をされていて、千葉の業者さんにもお手伝いいただきながらされているそうで、それには児童だけじゃなくて保護者の方も一緒に参加するという中で環境であるとか、地域文化のことを保護者と児童ともに学ぶということをされているそうです。地域に興味を持っていただくことに繋がっていると話を聞きしました。藤沢市も草津市と同じように、様々な伝を統持つ地域があり、それぞれの地域の特色を大事にした上で地域連携をされているそうです。藤沢市の場合ですと、子どもたちの居場所作りに前から力を入れておられるそうで、学校の話だけではなくて、行政の方でも居場所づくりを重点的にされている話も伺いました。

次に、いじめをテーマにしたものです。こちらについては特にいじめの中身について話をさせていただいたのですが、いじめについて学校と家庭の認識の違い、問題が起きたときに、何を原因とするのかという認識の違いがあるという話になりました。例えば保護者の方から見れば学校での人間関係であるとか、そういったところが非常に気になる。学校の側から見れば、家庭の中での様々な問題が見えていないので気になり、双方の認識が違うという課題があるのではないかと思いました。そういう中で何か大きな問題が起きてしまったときに、うまくまとまらなかったという過去の事例の話を伺いました。今後、このようなことをなくしていくための話をすると同時に、どういうふうな認識を持っているのかをお互いにしっかりと確認し合える場、開示し合える場を作っていかないといけないというお話をしました。そして、孤独、孤立も含めて、頼れないという事を前提にしなければいけない、ヤングケアラーでも実際に当事者の方々が他人に頼れないというのがあります。これは頼ってくださいと言われても、頼れないんです。実際に学校が解決できないことで悩んでおられることもありますから、学校では解決できないことがあることを前提にした仕組み作り、認識が必要です。その仕組み作りをしてＮＰＯなどの様々な方も含めて連携した形作りをしていくことが大事なのではないか、人それぞれ違うので、ＮＰＯが全部にいいわけでもないですし、だからといって学校がうまくその問題を解決できるわけでもないので、いろいろな連携の形を今後模索していかなければならないという話を皆さんと一緒にさせていただきました。連携先を固定化してしまうと固定化された先も無理でもやらなければならならな

いということもありでしょうし、学校の方もやり方を変えたいと思っても、変えることもできないので、固定化をしないということを前提にしていくのが大事なのかなと思いました。

次に、学校経営報告会ですが、非常に良いお話をお聞きしました。児童や生徒の成果物を見せてくださった校長先生もおられました。児童生徒の学びの成果を見ることができました。学校に児童が遅れて保護者と一緒に来られた際に保護者の方に先生が必ず声掛けをされているというお話を聞きました。これも非常にいい取組だなと思いまして、保護者も何かあったときに初めて先生にお話するとか、そういうふうにどうしてもなってしまいがちなところがありますが、普段から声かけしてて、今日はちょっとこんな行き渋りがあったとか、そういう情報交換ができていれば何か起きる前に一歩手前でお話ができるのかなと思いますし、そういったところでその様な気遣いできる体制はありがたいなと思うと同時に、先生方もなかなか十分な人員が確保できると思いませんので、そのあたりの話は、またヒアリングしていただいて、御検討をいただければなと思います。あと、気になったことがありました。学校によっては、職場体験が非常に困難になってきたという話もありました。実際に職場体験に行かせていただくのは、生徒とって大きな意味があり、地域のことを知る、どのような仕事があるのか、そのバックヤードを見せていただくということに非常に意味があるというふうに思います。それが出来ないとなってしまって本当にいいのだろうかと思いますし、単純に学校におまかせするだけではなくて、教育委員会も参画していただけるとありがたいなと思います。

あと、学校経営報告会の中ではあまり出てきませんでしたが、今、草津市のＹｏｕＴｕｂｅの方で様々な学校の取組が紹介されています。例えば、老上中学校のいじめゼロや、常盤小学校ときっこ体操などの動画も上げていただいていて、非常にいいなと思いました。学校の取組がよくわかる、地域の方も含めて知っていただける機会がなかなかこれぐらいしかないんじゃないかなというふうに思うところもありますので、今後も期待したいなと思っております。中学校や小学校のコンテンツを観ていただいている回数は多いと思います。保護者の方が観るだけではなく、例えば離れた親族の方であるとか、そういった方にも観ていただいているのかなと思いますので、草津市の魅力発信に繋がるのかなというふうに

思います。単純に教育の報告だけではなくて、草津全体のことを皆さんに知っていただくコンテンツになるのかなと思いますので、是非、他の学校の方々もアップしていただけると良いと思います。

以上になります。

藤田教育長　それでは、「教育長報告」につきましては、以上で終わらせていただきます。

――――――日程第４――――――

藤田教育長　次に、日程第４、付議事項に移ります。

「議第４号臨時代理の承認を求めることについては、人事に関することであり、また、「議第６号から議第１１号までの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は、２月草津市議会定例会に関する議案あり、現時点では公表されていない議案であることから、会議を公開しないこととすべきであると思います。「地方行政の組織及び運営に関する法律」第１４条第７項では、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で決議したときは、これを公開しないことができる。」となっておりますので、この規定に基づきお諮りをいたします。

議第４号及び議第６号から議第１１号を公開しないこととすることについて御異議はございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議なしと認めます。

よって、議第４号及び議第６号から議第１１号までを、公開しないこととといたします。

この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことにします。

それでは、「議題２号及び議題議第３号臨時代理の承認を求めることについて」を一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長　「議題２号及び議題３号臨時代理の承認をもとめることについて」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

議案書は３ページから９ページでございます。

両議案につきましては、いずれも、教育委員会に所属する職員の人事異動を行うに当たりまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたことを、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

５ページをお願いいたします。

１１月１８日付の人事異動で、教育委員会事務局の国スポ・障スポ推進室と学校政策推進課を兼務となっておりました職員１名につきまして、２月１日付で学校政策推進課の兼務を解く、人事異動を発令したものでございます。

続きまして９ページをお願いいたします。

教育委員会事務局の生涯学習課に所属しておりました職員１名につきまして、２月７日付で、草津宿街道交流館兼史跡草津宿本陣への人事異動を発令したものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたら委員の皆様からお願いいたします。

御異議ございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議もないようですので、議第２号及び議第３号は承認されたものと認めます。

続きまして、「議第５号草津市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程案」について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課　「議第５号草津市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程案」につきまして、学校教育課の中村から説明いたします。

議案書の１５ページから１８ページを御覧ください。

このことについて、現在の市内の小・中学校にはそれぞれ事務職員を配置しており、教職員の労務事務やその他学校運営に関する事務を行っております。しかし、事務職員は基本的に学校に１名、大規模な学校でも２名と人数が少ないため、市内全体で事務を円滑に進めるための仕組みとして、令和２年に本規程を制定し、市内の２０校を２グループに分け、グループ内で連携を行い、新任や経験年数の浅い事務職員へ学校を超えて指導助言ができることといたしました。しかしながら、制度開始から約５年が経過し、人事異動などにより２グループの職員の経験年数や階級に隔たりが出ており、運営に支障をきたしているところでございます。今回の改正では、２つのグループを一つに統一することで、人事異動等により職員の階級に隔たりができた場合や、産育休者が発生した場合にも、より柔軟に相互支援を行うことができる体制とするものです。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

藤田教育長　ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御異議ございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議もがないようでございますので、議題５号は原案通り可決されたものといたします。

――――――日程第５――――――

藤田教育長　次に、日程５、「報告事項」に移ります。

事務局の方から説明をお願いします。

教育総務課長　それでは「報告事項１草津市教育振興基本計画（第４期）（案）に関するパブリックコメントの実施結果について」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

報告書は１４９ページからでございます。

本計画は、今年度が第３期計画の最終年度であり、本市の教育の一層の推進を図っていくため、今後５年間でめざすべき方向や取

り組む施策について定めるもので、今年度、外部委員会等で御審議をいただきながら策定を進めてきたものでございます。

この度、令和６年１２月２５日から令和７年１月２４日までの約１カ月間、パブリックコメントを実施いたしました結果、資料１５０ページ、１５１ページにございますとおり、２名の方から２件の意見提出がございました。

意見の概要は記載のとおりでございますが、それぞれの御意見に対しまして、計画本文の修正等の反映はございませんが、貴重な御意見をいただきましたので、今後の事業実施の中で参考にさせていただきたいと考えております。

なお、１５３ページ以降は、今回、パブコメを実施いたしました本計画案の概要版を参考としてつけております。

報告事項１の説明は以上でございます。

続きまして「報告事項２寄付受け入れ報告について」、御説明させていただきます。

報告書は１６１ページでございます。

詳細は一覧表記載のとおりでございますが、寄付品目記載のワンタッチテントを、老上学区教育振興会様から、折りたたみイスを、高穂中学校後援会様から、折りたたみイス、冷水機およびワンタッチテントを、高穂中学校ＰＴＡ様から、グランドピアノを、個人様から、それぞれ寄付をいただきました。

報告事項２についての説明は以上でございます。

藤田教育長　ただいまの「報告事項」につきまして、御質問等はございませんか。

小辻委員　１５０ページに意見として記載されていたので、気になったのですが、「先生が初任であったり、経験年数が浅い場合、クラスが荒れてしまうことが多く」とありますが、意見を言われた方はそう感じられていますが、多いかどうかは、実際にはわからないかなと思います。実際にその様なことが起こっているのか、それともそうではないのか。そうではないということであれば、話をしていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

児童生徒支援課長　児童生徒支援課の好士﨑から御説明させていただきます。

確かに、授業のうまさという面では初任者の場合はベテランに

比べてなかなかうまくいかない場合があるのは事実であります。ただ、学校運営でいきますと、私達が見ても力のあるベテラン教員のクラスであっても、何かのきっかけでうまくいかないということがあるのも事実です。逆に、若い先生であっても、スキルの面で十分でなくても子どもたちに接する中で、うまくいく場合も少なくありませんので、一概には言えないです。

小辻委員　分かりました。であれば非常に安心しましたし、あくまでもこれはパブコメとして御意見があったものですが、後も続けていただいて、同時にまたそういう御意見もあったということで、必要に応じて調査、把握をしていただけると、どの様な支援が必要なのか見えてくると思いますので、御検討いただければ幸いです。

藤田教育長　それでは「報告事項」につきましては、以上で終わらせていただきます。

続いて、先ほど非公開としました議案の審議に移りたいと思います。

―　非公開　―

藤田教育長　次に「議第６号および議第７号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出につき議決を求めることについて」は関連しておりますので一括して議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

教育部副部長（総括）　教育委員会事務局の安藤でございます。

「議第６号および議第７号地方教育行政の組織および運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の義務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」説明いたします。この２件につきましては、令和７年度草津市一般会計予算及び令和７年度草津市学校給食センター特別会計予算でございます。これらは来る２月２６日開会予定の２月定例市議会に提案される予定でございます。令和７年度草津市当初予算のうち、教育関係予算につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２９条の規定により、市長から当委員会に意見を求

められておりますことから、本日お諮りするものでございます。

それでは、議案書の２１ページからの「令和７年度当初予算概要書」を御覧いただきたいと思います。

２２ページをお願いします。こちらは、令和７年度の各会計別の予算規模に関する総括表でございまして、一般会計は６５１億８，０００万円の当初予算規模となったところでございます。令和６年度の当初予算額と比べますと、２４億７，０００万円の増となっておりまして、比率といたしましては、３．９％の増となったところでございます。

また、特別会計の上から三つ目、学校給食センター特別会計におきましては１２億３，５６０万円の当初予算規模でございまして、令和６年度より２，３８０万円、２％の増となったところでございます。

次に、２３ページのでございますが、下段の歳出別議会費から予備費のところの款別のところを御説明申し上げたいと思います。２４億７，０００万円が大きく増加しております、２番目の総務費のところが約１３億円の増となっております。こちらの方は、まちづくりセンターの建て替えに伴うものが多くございまして、１３億３，０００万円の増、民生費につきましては、給付の方が上がっているというところがあり、社会福祉を図っているところでございまして２４億円の増となっております。８番目の土木費につきましてはプールの方の建設が終わりましたので、そちらの方約４１億円の減、教育費の方の１０億円の増につきましては、今年度から、体育館空調、これが約１６億円の減があった中で、学習用の端末が令和２年度から５年越しで令和７年度に更新をするというところで、約８億円の増、あと公務用パソコンの更新に約２億３，０００万円、来年オープンする国スポ・障スポの約６億円、あと小学校の建設等の部分で６億円、幼稚園の関係で約９，５００万円増、給食センターへの特別会計の繰り出しということで、また後で説明しますけれども、１億５，０００万円の増というところで約１０億円程の教育費の増となったところでございます。

続きまして、２４ページと２５ページ、見開きの状態で御覧いただきたいと思います。こちらが第４期教育振興計画（案）の新しい体系に基づきまして、新年度の主要な事業を右側にまとめたものでございます。４本の柱で「こどもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」、「社会全体で学びを進める」、「歴史と文化を守り育

てる」、４方向に基づいて区分の方をさせていただいています。こちらの方が、１１事業を計上してます、１２事業書いてあるのですが、読書のまち推進事業費につきましては、「こどもの生きる力を育む」と「社会全体で学びを進める」二分野に跨るところでまとめておりますので、１１事業の方を今から説明をさせてもらいます。こちらが草津市の予算概要というところで出てくるものでございます。

そうしましたら次の２６ページの方お願いいたします。

読書のまちの推進事業費でございます。区分が拡大、令和７年分事業費として１，６７８万６，０００円、担当の方が図書館、生涯学習課、学校教育課、の３課にまたがるものでございます。こちらの方は、誰もが読書に親しみ、生涯にわたり学び、豊かに過ごすことができる「読書のまち」をめざし、全世代・全市域を対象とし関係機関と連携して各事業に取り組むことにより、読書環境の充実を図っていこうとするものでございます。

主な事業の内容といたしましては、１つ目に「就学前施設読書環境充実事業費」、こちらの方は就学前施設に図書館司書が選書したテーマ別絵本セット「あおばなブック」を、市内の７６か所の就学前施設の方に配布をする予定をしております。

２つ目の「サテライト機能充実事業費」につきましては、地域まちづくりセンターで気軽に本を楽しめる読書スポットを整備するとともに、こちらに移動図書館の方とも連携して、地域まちづくりセンターを移動図書館のステーションとして、図書の方の環境を整備しようとするものでございます。来年度１４学区のうち、３学区をモデルとして進めていきたいというふうに思っております。

３つ目、「書店と連携した読書ポイント事業費」につきましては、令和５年度から、市内の小・中学校の児童生徒全員に資料貸出券を発行して、学校図書館と市立図書館、移動図書館でスタンプラリーを行っておりましたが、市内の書店と連携をして拡大実施しようとするものでございます。

４つ目の「図書館ＤＡＹ事業費」につきましては、１か月に一度決まった日に、屋外おはなし会や他所属との連携事業、キッチンカーなど様々なイベントを開催することで、今まで図書館や読書に興味を持っていない市民を中心に取り組みを図り、読書人口を増やそうとするものでございます。

５つ目の「学校図書館運営支援委託費」につきましては、市内の

小・中学校に学校司書を配置することにより、学校図書館の利用の活性化および児童・生徒の読書活動の推進を図るもので、中学生に不読の傾向が高いことから、令和８年度から中学校への配置日数を増加させております。ここに書いておりますとおり５１日から８０日に増加させることとしております。本業務は令和８年４月１日から安定した図書館運営を行うために令和７年度に契約の準備を行う必要があることから、令和８年度の債務負担行為１５，９２８万円の設定をするものでございます。予算の経費につきましては、右下のもそうなんですけれども就学前施設読書環境充実費から個別のものを載せさせていただいているものでございます。

次に、２７ページをお願いいたします。

市立プール活用事業（水泳学習移行）です。こちら新規事業で担当は学校教育課でございます。事業費は９９０万４，０００円でございます。こちらの方は、今年度までは雨天や雷等の天候や近年の記録的な猛暑によって水泳の授業を延期等々が発生していることから、新しくできましたインフロニア草津アクアティクスセンターを活用することで安全な室内での計画的な水泳学習を実施することを進めようとするところでございます。また令和７年度につきましては、学校プールの老朽化の進んでいる老上小学校の児童を対象として、

５０ｍのメインプールを全面貸し切り、学年ごとに水泳学習を計画しているところでございます。

他の学校につきましては、令和７年度の事業の様子から、今後の市立のプール活用について検証いたします。

次に、２８ページをお願いございます。

「給食材料費価格高騰対策事業費」についてでございます。

こちら、拡大で担当部署は教育委員会は教育総務課、学校給食センター、第二学校給食センター、子ども未来部も一部入っておりますが、そこを含めまして事業費が４億７，１６８万２，０００円でございます。物価高騰の影響によりまして給食に使用いたします食材につきましても同様に、高騰傾向にある中、子どもたちに必要な質や量が確保された給食の提供を維持していくため、保護者負担を増額することなく年間を通じて食材料費の高騰相当分を支援してまいります。

また、小学校給食については国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し年間の支援に加え、１学期の無償化もあわ

せて実施していきます。この部分が拡大でございます。中学校につきましては今年度に引き続き年間を通して無償化の実施と、長期間喫食できない生徒の保護者に対し給食費相当分の給付を行おうとするものでございます。

事業費につきましては、右下に書いてありますとおり、４，７４６万円と１億３，８０６万４，０００円が公立小学校、学校給食支援特別会計繰出金ということで中学校給食費無償化事業費と中学校給食支援給付費で２億３，２９３万９，０００円でございます。

次に、２９ページをお願いいたします。

「教育相談体制強化費」でございます。

いじめ問題やＳＮＳトラブル、保護者対応、地域からの要望等、学校が抱える問題が複雑・多様化している中で、学校の教職員だけでは解決が難しいケースが多く、学校と市教育委員会のチームとなりまして、それぞれの役割を果たしながら連携をして解決をするということが求められております。

そこで、来年度、学校問題解決支援コーディネーターを児童生徒支援課に配置し、事案の早期対応をめざします。また、学校現場や各機関の巡回によるネットワーク強化やフォローアップを行い、問題解決の迅速化を図ります。

また、学校だけでは対応が難しいケースにつきましては、弁護士相談と精神保健福祉士によるモニタリングを実施していますが、相談件数が近年急増しておりますので、学校問題サポートチーム会議での、弁護士の人数と回数を増やして対応することで、複雑化・長期化を未然に防いでいきたいと思っております。

また、やまびこ相談支援室に係る相談については、順番が逆になりますが、不登校の相談にとどまらず、自傷行為や発達障害、家族関係が複雑なケース等、指導員が対応に苦慮する相談内容に至るケースもあります。このことから臨床心理士を配置し、専門的なアセスメントとカウンセリングにより、自己理解や社会的自立に向けた支援を実施し、また相談の中で保護者の働き方が多様化している中、平日の日中には相談ができないという方もあり、休日の電話相談のニーズに対応するために、土曜日の電話相談を開始します。これらの取組を拡充させ、相談体制の充実を図っていきます。

次に、３０ページをお願いいたします。

「小・中学校大規模改修費」でございます。

区分は継続でございます。担当が教育総務課で事業費７億３，５

２５万２，０００円でございます。

市内の小・中学校は昭和４０年代から５０年代にかけて建築された建物が多く、相当年数が経過している校舎等の改修を国の補助金を活用しながら計画的に実施をしているところでございます。校舎内の建具等の固定を行う非構造部材の改修、児童・生徒の安全の確保および教育環境の充実を図るものでございます。

まず、長寿命化改良事業でございますが、南笠東小学校におきましては、本年７月頃までに仮設校舎の整備を行い、令和７年度から令和８年度にかけて、予防改修工事を実施いたします。草津小学校におきましては、将来的に長寿命化改修が可能かを判断するための耐力度調査を、笠縫小学校におきましては、令和８年度以降の仮設校舎整備、長寿命化改修に向けて実施設計を行うとしております。

次に、トイレ改修工事につきましては、老朽化した学校のトイレの改修、洋式化を順次進めておりますが、来年度は草津小学校の校舎棟および高穂中学校体育館のトイレ改修工事、そして令和８年度以降に工事を実施する矢倉小学校および南笠東小学校の体育館トイレ改修の実施設計を行おうとするものでございます。

次に、グラウンド改修工事ですが松原中学校のグラウンド改修を行いますとともに、令和８年度以降に実施する志津南小学校グラウンドの改修の実施設計を行います。

非構造部材の改修につきましては、令和７年度、８年度の２か年で矢倉小学校の工事を実施いたします。

次に、３１ページを引き続き御覧ください。

「児童増加対策事業費」でございます。

区分は新規でございます。担当は、教育総務課でございます。

事業費が５７３１万９，０００円でございます。

市内の一部の小学校におきまして、宅地開発等による児童数の増加で教室が不足しております。このことから、老上小学校におきましては、先ほど説明しました水泳学習の移行に伴い不要となるプールを解体し、跡地に仮設校舎を整備することで、教室不足を解消しようとするものでございます。草津小学校におきましては、特別教室に仕切り壁を設置し、教室を増設する工事を実施いたします。

次に、３２ページをお願いします。

「わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ開催費」でございます。区

分は継続です。担当は、国スポ・障スポ推進室です。

事業費は　７億２，０００万 ２，０００円でございます。

令和７年度において、わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポが滋賀県で開催されます。滋賀県であったり競技団体の関係機関と連携を深め、より良い大会の実現に向けて取り組むとともに、本大会の運営を通じて更なるスポーツ健康づくりの推進であったり、交流人口の拡大によるまちの活性化を図るものでございます。大会のスケジュールにつきましては、スケジュールを載せさていただいておりますとおり、デモンストレーション競技から始めまして正式競技については、会期前ではございますが９月６日の水泳競技を皮切りに、最後１０月２６日の水泳バレーボールの障スポまで開催される予定でございます。事業費７億１，４００万円が実行委員会の負担総額でありますが、その内の主なものとしては、４つ上げさせていただきますが、その中で大きいものは、上から４つ目の大会競技会運営費が約４億３，００３万６，０００円、こちらの方は関係者の宿泊、輸送、競技運営にかかる費用となっております。また、大会運営費で大会運営のおもてなしや記念品にかかる費用として、２億５，６１４万円を計上させていただいているところでございます。

次に、３３ページをお願いいたします。

「(仮称) 新志津運動公園整備費」でございます。

こちらの区分は継続です。

担当は、今年度はスポーツ推進課でございましたが、来年度から整備に移りますことから、建設部公園緑地課の方に移ります。

概要といたしましては、新クリーンセンターの整備に当たり建設用地とした志津運動公園グラウンドの代替施設を整備するために、本市のスポーツ環境の充実を図ります。

元々計画書を作っておりましたが、スケジュールが１年遅れておりまして変わっており、来年度、本来であれば基本設計、用地測量も同時並行して実施の予定でありましたが、環境影響調査が１年かかるということで、少し整備が遅れるというところで、来年度につきましては建設部の方で環境影響調査を令和７年から令和８年にかけてしていく、令和８年度以降に用地測量、基本設計、を実施することになりました。当初、令和１１年度に供用開始の予定が令和１２年になるというところでございます。

次に、３４ページをお願いをいたします。

「史跡草津宿本陣整備費」でございます。

こちらは拡大でございます。所管は、歴史文化財課と草津宿街道交流館です。

事業費が６，３４９万１，０００円でございます。

史跡草津宿本陣につきましては、令和６年度に施設を休館して公開エリアであります「座敷部および住居台所部」と「厩」の耐震対策工事を実施しておりまして、３月末をもって工事を終え、４月１日より一般公開を再開する予定でございます。令和７年度はその北側にあり、老朽の進む「物入」の半解体工事に着手する予定でございます。加えまして、耐震工事の再開と令和８年度に迎える一般公開３０周年に向けて、本年度、歴史文化活用プロジェクトとして、観光や教育、地域、関係団体などと連携し、「本陣３Ｄモデル導入」や「こども本陣クラブの立ち上げ」など、新たに「歴史文化活用プロジェクト」を来年度以降に展開します。

次に、３５ページをお願いいたします。

「史跡芦浦観音寺跡整備費」でございます。

区分は継続で、担当は歴史文化財課でございます。

事業費が１億３５５万８，０００円になってございます。

史跡芦浦観音寺跡は、令和４年度から史跡の整備工事に着手しておりまして、令和７年度は、主な事業として、境内の植栽整備と倉の半解体工事、土蔵の修理工事を行います。また、境内にある２棟の重要文化財建造物「阿弥陀堂」と「書院」について、今年整備が終わり、５月に一般公開されます。

次に、３６ページをお願いいたします。

「（仮称）歴史資料館整備事業費」でございます。

こちらも区分は継続です。担当は、歴史文化財課でございます。

事業費は１，２６２万２，０００円でございます。

令和６年に「信仰文化」と「民俗」をテーマとする歴史資料館の整備基本構想を策定したところでございます。引き続き、令和６年度から令和７年にかけまして、（仮称）歴史資料館整備基本計画を策定いたします。また、本資料館の整備に向けた計画地の選定を併せて行ってまいります。

次に、３７ページをお願いいたします。

「令和７年度計画策定費」でございます。

来年度、スポーツ推進計画の見直しの年でありますので、第３期草津市スポーツ推進計画策定費、６２４万６，０００円の計上をし

ております。計画期間は令和８年から令和１２年にわたっておりますが、スポーツ推進会議の中で、期間については変更になる場合がございます。

以上が主だったものでございますが、付け加えさせていただきますが、予算概要には載ってないのですが、１０月に開催しました総合教育会議で教育委員の皆さんからいろいろ御意見をいただきまして、不登校対策といたしましては登校支援室について予算をいただきました。金額は、５３８万８，０００円です。

もう一つは、通常学級に在籍している特別支援学級の児童生徒に対する支援ということで予算の方をいただくことができました。約２９名の支援員を来年度、配置をさせていただくということで、事業費の合計は３，１００万円余りということで、いただいた御意見で予算がつきました。ありがとうございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

藤田教育長　ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

小辻委員　２９ページの教育相談体制強化費のコーディネーターにプラス付けていただけるということですか。

教育部副部長（総括）　はい、そうです。

小辻委員　こちらには経験豊かなコーディネーターとのお話がありますが、経験の少ないコーディネーターも含めて育てていくといった草津モデルのようなことを、また、次年度以降でも構いませんので、御検討いただけると、草津として日本全国に発信できるものが多くなると思います。

森委員　合理的支援とか、支援室の環境整備について予算が付いたことが非常に嬉しく思っています。あと、市費として、どれだけの人的配置が現場に行くのか、少し見方が分かりにくにのですが。現場で名前として配置されるのは、例えば昔ならグレードアップ加配、生徒指導加配、そういうものがあったと思いますが、そういうのは、どこかで分かりますか。

教育部副部長（総括）　予算書の中では示されていません。予算をつけるにあたっては、市としてはスクラップアンドビルドをしているので、合理的支援加配に金額３，０００万円と言いましたが、中学生指導加配として付いている先生の約１，６００万円を削減しております。今の必要な部分を措置するために、元々のすべきことから少し減らしながらしています。

森委員　また、いつか分かるのですね。

藤田教育長　はい。

教育部理事　額までは入れられなくても、県費の加配のものについては一旦整理をしてあるものがありますので、それをまたお見せできればと思います。

藤田教育長　議第６号および議第７号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第８号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

職員課課長補佐　「議第８号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」職員課の高井が御説明申し上げます。

議案書７１ページをお願いいたします。

内容といたしましては、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案となります。今回の改正につきましては、育児休暇、介護休暇を育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、これの一部改正に伴い、国家公務員において、時間外勤務の制限の対象拡大および仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等の改正が見込まれることから、本市においても国に準じた改正を行うものでございます。第８条の３の改正では、

時間外勤務の制限につきまして、対象となる子の範囲を現行の３歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものであります。

次に、７２ページを御覧ください。

第１８条の２および第１８条の３の改正では、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の評価等について、市職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合に、個別の周知・意向確認を行うことおよび職員の仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、職場環境の整備についての規定を追加するものでございます。

７３ページを御覧ください。

付則でございますけども、以降期日を令和７年４月１日とするものでございます。

誠に、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問ございませんか。

小辻委員　反対するわけでは全くないのですが、今までは３歳に満たないというところが、今度は小学校就学の始期に達するまでというとあります。これに伴い実際どれぐらいの変化があると思われているのかお伺いいたします。

職員課課長補佐　時間外でも２段階の制限がありまして、１つは深夜、具体的には午後１０時から朝５時の深夜の時間外の制限については、既に小学校の就学の始期までという規定がありまして、その間の請求については、ほぼ請求はないという状況です。おそらく所属内が一定の配慮があり、その職員の家庭環境を見ているなかで配慮いただいているためと思っています。

今回、午後１０時から朝５時以外の時間外勤務について小学校就学の始期に達するまでで、実際にこういった請求があるのかと言われると、ほとんど条例に基づく請求はないのが実情です。

小辻委員　わかりました。ありがとうございます。実際、これによって、職場が回らないことがあるならば、人員の確保等が必要だと思って確認だけさせていただきました。

藤田教育長　議第８号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議題９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

職員課課長補佐　「議題９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」職員課の高井が御説明申し上げます。

議案書の７７ページを御覧ください。

内容といたしましては、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案となります。

今回の条例の一部改正につきましては、近年の人事院勧告における一般職員の給与改定の状況、また民間における賃金改定の状況等を踏まえ、議員報酬および特別職の給料額について、本年１月に「草津市議員報酬および特別職給与審議会」から、議員、市長および副市長の給料月額を現行より２．２６％引き上げるよう、答申をいただきましたことから、それに伴いまして、議員、市長、副市長の給料月額を引き上げるとともに、各種審議会等ならびに教育長および常勤監査委員につきましても同様に、給料および報酬を引き上げる条例の一部改正を行おうとするものでございます。

まず、第１条「草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」の一部改正でございまして、各種審議会委員等の報酬額をそれぞれ２．２６％引き上げるものでございます。なお、教育委員会委員につきましては、現行の４万２００円から４万１，１００円に引き上げるものでございます。

次に、７８ページを御覧ください。

第２条では「草津市長および副市長の給与等に関する条例」の一部改正でございまして、市長については９２万６，０００円を９４万７，０００円に、副市長につきましては７７万９，０００円を７９万７，０００円に引き上げるものでございます。

次に、第３条は「草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の一部改正でございまして、教育長の給料月額７２万円を７３

万６，０００円に引き上げるものでございます。
次に、第４条は「草津市常勤監査委員の給与等に関する条例」の一部改正でございまして、常勤監査委員の給料月額５２万７，０００円を５３万９，０００円に引き上げるものでございます。
最後に、付則につきましては、施行日令和７年４月１日とするものでございます。
以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

議第９号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第１０号地方教育行政の組織および運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

職員課課長補佐　「議第１０号地方教育行政の組織および運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」職員課の高井が御説明申し上げます。
議案書の８３ページを御覧ください。
内容といたしましては、草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案となります。今回の改正につきましては、令和６年の人事院勧告および滋賀県人事委員会勧告による国・県の改正に準じ、所般の改正を行おうとするものでございます。
第１条では、草津市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、まず、第６条はこれまで７級の職員、いわゆる部長・副部長級の職員については定期昇給の際、他の職員が４号昇給を標準としていたところ、３級昇給に抑制しておりましたが、新たな給料表の見直しにより、４号昇給とするものでございます。
次に、第１３条の改正は、扶養手当に関して、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げるよう改正するものでございます。

次に、第１４条の２の改正は、地域手当の支給率を現行の１０％から８％に引き下げるものでございます。

次に８４ページを御覧ください。

第１５条では、通勤手当について、第１５条の２では単身赴任手当について、採用時から単身赴任手当の支給を可能にするとともに、通勤手当に関しましては、１か月あたりの支給限度額を１５万円に引き上げるよう改正するものでございます。

次に、８５ページを御覧ください。

第２０条の２では、管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するよう改定を行うものでございます。

次に、８６ページを御覧ください。

第２３条の２では、再任用職員に新たに住居手当の支給を可能とするため、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外のうち、住居手当に関する第１４条の３を削除するものでございます。

次に、１０４ページから１４１ページまでの別表第１から別表第４までの月例給につきましては、若手・中堅職員の早期昇格や民間人材等採用時の給与を改善するよう給料表を改正するものでございます。

次に、８６ページを御覧ください。

第２条は、草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございまして、特定任期付職員の業績手当を廃止し、期末手当および勤勉手当を支給する形に再編するよう、第７条の実績手当に関する規定を削除し、第８条では、給与条例の適用除外の条項から勤勉手当に関する条項を除き、支給月数に関する読み替え規定を追加するものでございます。

次に、８７ページを御覧ください。

第３条の改正は、草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正するものでございまして、第１条および第２条で説明させていただいた、特定任期付職員の業績手当の廃止、扶養手当・管理職員特別勤務手当の改正、および再任用職員に新たに住居手当の支給を可能とする改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、８９ページを御覧ください。

最後に付則でございますが、第１項では施行日を、第２項では号

給の切替えに関する規定を追加するものでございます。

第３項から第５号までは、扶養手当および地域手当の改定について、段階的な改正とするため、令和８年３月３１日までの間における経過措置を規定するものでございます。

第６項につきましては、住居手当の支給について、暫定再任用職員にも支給を可能とするため、草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございませんか。

小辻委員　業績手当を廃止にするとあったのですが、これまで業績手当は直近のあたりで出ていたりしたのですか。

職員課課長補佐　支給実績はございます。本年度はありませんでしたが、過去に支給をさせていただいております。

小辻委員　それは、あるとまずいのですか。

職員課課長補佐　勤勉手当の支給が可能になりましたので、特定任期付職員の方についても、一番最長の方で５年の方がいらっしゃいますので、業績手当については、特定の業務について著しく実績を上げたとかではなく、長期的な任用の点からも頑張っていただいたぶんだけ支給する勤勉手当の方が、長期的な目で見ると適切ではないかということです。国家公務員も同様にされていますので、国家公務員に準じた改正となります。

小辻委員　わかりました。

藤田教育長　意見等もないようでございますので、議第１０号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第１１号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見

を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

職員課課長補佐　「議第１１号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」職員課の高井が御説明申し上げます。

議案書の１４５ページを御覧ください。

内容といたしましては、草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。今回の改正につきましては、雇用保険法の改正に伴い引用条文等を改めるものでございます。改正の中身といたしましては、第１０条では、雇用保険法における就業手当の廃止に伴い、該当条項を廃止及び文言修正を行うものになります。

また、付則第７項では、雇用保険法における地域延長給付の措置期間が令和８年度末まで延長されたことに伴い、該当条項を改正するものであります。

最後に、１４６ページを御覧ください。付則でございますが、施行日を令和７年４月１日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長　ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございませんか。

それでは意見等もないようですので、議第１１号は意見なしとして市長に回答することといたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了いたします。

これをもちまして２月定例会を終わらせていただきます。

閉会　午後３時４５分